

プロジェクト 保険契約

項目 IASB における保険契約プロジェクトの検討状況

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB における保険契約プロジェクトに関する保険契約専門委員会における検討状況、及び当該検討を踏まえた ASBJ の対応（案）を説明することを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

## II. IASB における検討状況及び今後の予定

3. IASB は、改訂 ED に対するコメント・レターの内容を踏まえた上で、2014 年 3 月より、保険契約プロジェクトの再審議を行っており、2014 年 3 月から 6 月の IASB 会議では、次の論点に関する検討が行われた。本資料では、これらの論点のうち、2014 年 4 月、5 月及び 6 月の IASB 会議における暫定決定の内容について記載している<sup>1</sup>。

時期	論点
2014 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約上のサービス・マージン（CSM）のアンロック</li> <li>• 割引率変動の影響の OCI 表示</li> </ul>
2014 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険契約収益の表示</li> <li>• 改訂 ED のコメント対象としなかった論点の取扱い</li> </ul>
2014 年 5 月 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CSM の純損益への認識方法</li> <li>• 固定料金サービス契約、重要な保険リスク、ポートフォリオ移転及び企業結合</li> </ul>
2014 年 6 月 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 観察可能なデータがない場合の割引率の決定方法</li> <li>• 再保険契約から生じる利得の非対称の取扱い</li> <li>• 集約のレベル</li> </ul>

<sup>1</sup> 2014 年 3 月の IASB 会議における暫定決定の内容は、第 285 回企業会計基準委員会で審議を行っている。

<sup>2</sup> 2014 年 5 月の IASB 会議では、これらの論点以外に、有配当契約に関する教育セッション（背景・修正の方向性）が行われた。

<sup>3</sup> 2014 年 6 月の IASB 会議では、これらの論点以外に、有配当契約に関する教育セッション（基

4. IASB は、2014 年 7 月以降、主に次の論点に関する検討を予定している。
- (1) 有配当契約の会計処理
  - (2) CSM をアンロックする際のキャッシュ・フローの現在価値の算定及び CSM の利息発生計上に用いる割引率
  - (3) OCI 及び保険料配分アプローチに関するフォローアップ論点
  - (4) 発行日及び経過措置
5. IASB は、現状、保険契約プロジェクトの再審議を 2014 年中に完了した上で、2015 年に最終基準を公表することを予定している。

### III. IASB 会議における暫定決定の内容（2014 年 4 月から 6 月）

#### （2014 年 4 月 IASB 会議）

##### （保険契約収益の表示）

6. 保険契約収益の表示に関する暫定決定の内容は、次のとおりである。
- (1) 企業は、保険契約収益及び費用を包括利益計算書に表示すべきである。
  - (2) 企業は、以下を開示すべきである。
    - ① 保険契約資産又は負債の内訳項目を区分して期首残高と期末残高を調整する調整表
    - ② 当期に受け取った保険料から当期の保険契約収益への調整表
    - ③ 当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いたインプット
    - ④ 当期に当初認識した保険契約が、財政状態計算書に認識される金額に与える影響
  - (3) 企業が保険料に関する情報を包括利益計算書に表示することを、その情報が収益について一般的に理解されている考え方と整合しない場合には、禁止すべきである。

##### （改訂 ED のコメント対象としなかった論点の取扱い）

7. 改訂 ED でコメント対象としなかった論点の取扱いに関する暫定決定の内容は、次のとおりである。
- (1) コメント対象外とされていた以下の論点を今後の IASB 会議で検討する。
    - ① 改訂 ED での「会計単位」と「ポートフォリオ」への言及、及び IASB の意図の明確化及び整合性の向上が可能かどうか。
    - ② 観察可能な市場データがほとんど又は全くない場合の長期契約に係る割引率

---

礎となる項目の識別)が行われ、IASB からスタッフに今後の作業の方向性が指示されている。当該指示内容に関しては別紙 1 をご参照願いたい。

に関する追加的なガイダンスを設けるかどうか。

- ③ いくつかの状況において、契約上のサービス・マージン(以下、CSM)の非対称的な取扱いのために、保険契約と再保険契約の間に経済的ミスマッチではなく、会計上のミスマッチがあるかどうか。そうである場合には、こうしたミスマッチを軽減できるかどうか。
- ④ CSMの適切な配分パターンに関する追加的なガイダンスを設けるかどうか。
- ⑤ 具体的な契約についての重要な保険リスクの定義に関するガイダンスを設けるかどうか。
- ⑥ ポートフォリオ移転及び企業結合に関する要求事項の単純化及び明確化が可能かどうか。
- ⑦ 固定料金サービス契約に対する選択肢を設けるかどうか。

(2) コメント対象外とされていた他の論点(以下に関する論点を含む)については、今後の会議で検討しない。

- ① 開示
- ② 保険料配分アプローチ
- ③ 保険契約の結合
- ④ 特定の契約についての契約の境界線
- ⑤ アンバンドリング(一方が失効すると他方も失効するという要件)
- ⑥ 出再手数料の取扱い
- ⑦ 割引率(トップダウン・アプローチ及びボトムアップ・アプローチ)
- ⑧ 測定に含める税金
- ⑨ CSMとOCIの統合(統合OCI)<sup>4</sup>

## (2014年5月IASB会議)

### **(CSMの純損益への認識方法)**

8. CSMの純損益への認識方法に関する暫定決定の内容は、次のとおりである。

- (1) 改訂EDにおける原則(企業は、残存するCSMをカバー期間にわたり、保険契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、

---

<sup>4</sup> スタッフは4月IASB会議のアジェンダ・ペーパーにおいて、次のとおり分析の上、統合OCIを今後検討しない論点として提案していた。

- ・ 保険契約の測定において、CSMは不可欠の要素として組み込まれており、当初認識時点の利得を純損益に認識しないようにしている。統合OCIアプローチは、保険契約負債の測定に契約上のサービスを含めた理論的根拠と整合していない。また、当初認識時の利得をOCIに認識することは、純損益に認識することと同様であり、他のIFRSの要求事項と整合しない。
- ・ 割引率の変動の影響を純損益に認識する場合にこのアプローチが機能するかが明確ではなく、OCIに認識された金額がどのように純損益へ認識されるかも不明確である。

純損益に認識すべきである)を確認する。

- (2) 有配当契約以外の保険契約について、CSM が表すサービスは以下のような保険カバーである旨を明確化する。
- ① 時の経過を基礎として提供され、かつ
  - ② 有効な契約の予想件数を反映する。

#### (固定料金サービス契約の取扱いなど)

9. 固定料金サービス契約、重要な保険リスク、ポートフォリオ移転及び企業結合の取扱いに関する暫定決定の内容は、次のとおりである。
- (1) 企業は、改訂 ED の第 7 項(e)の要件<sup>5</sup>を満たす固定料金サービス契約に収益認識基準を適用することが認められるが要求はされない（固定料金サービス契約に保険契約基準を適用することを許容する）。
  - (2) 改訂 ED の B19 項のガイダンスについて、重要な保険リスクは保険者に現在価値ベースで損失が生じる可能性がある場合にだけ発生することを明確化する<sup>6</sup>。
  - (3) 改訂 ED の第 43 項から第 45 項のポートフォリオ移転又は企業結合を通じて取得した契約に関する要求事項について、こうした契約はポートフォリオ移転又は企業結合の日に企業が発行したものであるかのように会計処理しなければならないことを明確化する。

#### (2014 年 6 月 IASB 会議)

##### (集約のレベル)

10. 集約のレベルに関する暫定決定の内容は、次のとおりである。
- (1) 保険契約基準案の目的は、個々の保険契約の測定に関する原則を提供することであるが、基準を適用する際には企業が保険契約を集約する可能性がある（ただし、当該目的を満たすことが条件となる）ことを明確化する。
  - (2) 保険契約のポートフォリオの定義について次のように修正する。

---

<sup>5</sup> 改訂 ED では、固定料金サービス契約のうち、サービスの提供を主要な目的としており、次の要件をすべて満たすものを保険契約基準の適用対象外としていた。

①企業が個々の顧客に関連したリスクの評価を当該顧客との契約の価格の設定に反映していないこと

②当該契約が顧客への補償を現金支払ではなくサービスの提供により行うこと

③契約により移転される保険リスクが主として顧客によるサービスの利用から生じること

<sup>6</sup> 改訂 ED B19 項の規定を次のとおり修正する（修正部分は下線部分）。

「さらに、商業実態のあるシナリオの中に、発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合のみ、支払う正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回るものがない場合には、契約は保険リスクを移転するしない。」

- 同様のリスクに対するカバーを提供し、単一のプールとして一括して管理されている保険契約
- (3) 当初認識時に CSM 又は損失<sup>7</sup>を算定する際に、企業は不利な契約と利益が生じている契約とを合算すべきでないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時に契約は不利なものなのかどうかを判断するために、企業は事実及び状況を検討すべきである。
- (4) 企業が事後測定時において CSM に関する判断を行う際に<sup>8</sup>、保険契約基準が個々の契約の測定に関する原則を提供するという目的を満たす範囲でどのように契約を集約しうるかに関する例示を提供する。
- (5) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、企業は、契約が含まれているポートフォリオ、企業が保有している資産及び当該資産の会計処理方法を考慮した上で、類似の契約について会計方針を首尾一貫して選択し適用すべき旨を明確化する。

#### (再保険契約から生じる利得の非対称の取扱い)

11. 再保険契約から生じる利得の非対称の取扱いに関する暫定決定の内容は、次のとおりである。
- 事後測定時において、基礎となる元受保険契約の履行キャッシュ・フローの見積りの変更が直ちに純損益へ認識された結果<sup>9</sup>、企業が保有する再保険契約の履行キャッシュ・フローの見積りの変更が生じた場合は、(会計上のミスマッチを軽減するために) 当該見積りの変更を純損益へ認識すべきである。

#### (観察可能なデータがない場合の割引率の決定方法)

12. 観察可能なデータがない場合の割引率の決定方法に関する暫定決定内容は次のとおりである。
- (1) 保険契約におけるキャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整するために使用する割引率は、当該保険契約と特性が一致するキャッシュ・フローを有する金融商品の観察可能な現在の市場価格と整合的であるべきであるという原則を確認する。
- (2) それらの割引率を算定する際に、企業は以下のようにするために追加的な適用指

---

<sup>7</sup> 測定の結果、CSM が負になる場合は、当該損失は CSM に残すのではなく、直ちに純損益（損失）に認識する。

<sup>8</sup> 事後測定時において、CSM を純損益で認識する場合、及び将来のサービスに関する将来キャッシュ・フロー又はリスク調整の見積りの変更を CSM で調整する場合を指す。

<sup>9</sup> 基礎となる元受保険契約が、事後測定時に不利な契約となった場合に生じる。

針を提供する。

- ① 観察された取引と測定対象とする保険契約との間の相違に対応するために、観察可能なインプットに対して適切な調整が行われることを確保する<sup>10</sup>。
- ② 観察可能でないインプットは、その状況において入手可能な最善の情報を用いて設定しなければならないが、当該インプットを用いるにあたっては市場参加者の視点を反映しなければならない。したがって、観察可能でないインプットは、利用可能で関連性のある市場データと矛盾すべきではない。

#### IV. 保険契約専門委員会における主な意見と ASBJ としての対応（案）

##### （保険契約専門委員会における主な意見）

13.5月19日及び6月30日に開催した保険契約専門委員会では、上記の暫定決定の内容に関する議論を行った。同専門委員会で示された主な意見は、次のとおりである。

##### **（集約のレベルについて）**

- 原則として個々の保険契約単位で測定するという考え方は、大数の法則などの群団を前提とした保険ビジネスの実態に合っていない。
- 集約のレベルは、各要求事項における測定の目的によって異なるべきである。
- 当初認識時に不利な契約と利益が生じている契約を結合してはならない点に関しては、明らかに不利な契約を収益性のある契約と混合することにより損失を隠してはならない、という意図と認識している。

##### **（再保険契約から生じる利得の非対称の取扱いについて）**

- 元受保険契約と再保険契約の取扱いが異なることによって生じる会計上のミスマッチは、当初認識時でも事後測定時でも生じ得る。暫定決定では、当初認識時に会計上のミスマッチが生じることが稀であることを理由に、事後測定時にのみ対応している。しかし、稀であるからと言って、対応しなくてよいということにはならないはずであり、当初認識時にも対応すべきではないか。
- 再保険契約の形態によっては、元受保険契約と再保険契約の損益が対称とならないものがある<sup>11</sup>。しかし、暫定決定は両者が対称となることを前提にして

<sup>10</sup> 例えば、観察された取引における金利には、当該取引特有のリスク・プレミアム（信用リスクなど）が付加されている場合、保険契約への適用に当たり、そのような特殊要因を取り除く必要がある。

<sup>11</sup> 例えば、1つの元受保険契約に対し比例再保険契約を締結している場合は、元受保険契約と再保険契約の損益に対称的な関係があるものの、複数の元受保険契約に対して纏めて1

おり、これでは実務上機能しない懸念がある。

#### (保険契約収益の表示)

- 財務諸表利用者は、保険会社と他の業種の企業を必ずしも比較していないにも関わらず、収益認識基準と統合的な方法で保険契約収益を算出することが暫定決定された点に納得感がない。
- 米国会計基準では、損益計算書のトップラインで受取保険料の表示が求められている一方、IFRS では受取保険料の表示を禁止する暫定決定を行った点は疑問である。

#### (ASBJ としての対応 (案))

14. 我々は、IASB の審議状況を適時にフォローするとともに、改訂 ED に対するコメント・レターをベースにしつつ、専門委員会及び企業会計基準委員会での審議を踏まえて、IASB 関係者に対して適時に意見発信していくことを予定している。
15. 具体的には、5月19日及び6月30日に開催した保険契約専門委員会における意見等を踏まえ、IASB に対して主に次のような意見発信を行うことを検討している。

#### (集約のレベルについて)

- 保険契約基準の目的を「個々の保険契約の測定に関する原則を提供すること」とするなど、本暫定決定は、測定は個々の保険契約の契約単位で行うことを前提としているが、保険ビジネスの基本的な考えである大数の法則などを鑑みると、個々の保険契約について測定を行うことを原則とすることは必ずしも適当でない場合があると考えられる。このため、各要求事項における目的に応じた集約レベルで測定することが妥当ではないか。
  - ✓ 当初認識と事後測定における将来キャッシュ・アウトフローの見積り、及びそれに基づく CSM の当初認識における測定と事後測定における調整においては、保険契約の集合体を測定単位とすることが適切と考えられる。
  - ✓ 一方、CSM の償却においては、個々の保険契約単位で償却を行うことが原則と考えられるが、計算の簡便化の観点から、一定の場合（カバー期間や保険始期等が同じ場合）、集約して償却を行うことも認められると考える。

#### (再保険契約から生じる利得の非対称の取扱いについて)

- 本件は、当初認識時でも事後測定時でも生じ得るので、当初認識時にも同様に対応すべきではないか。

---

つの比例再保険契約を締結している場合等は、両者の損益が対称ではない場合がある。

ディスカッション・ポイント

IASB の暫定決定の内容及び ASBJ による対応（案）について、コメントがあればいただきたい。

以 上

**2014年6月のIASB会議（教育セッション）で示された今後の作業の方向性**

IASB は、有配当契約（基礎となる項目の識別）に関して、次のように作業を継続するようにスタッフに指示した。

1. 基礎となる項目に対する保険者シェアの変動について、企業がCSMを調整すべきかどうかの検討を、スタッフはIASBに求める計画である（これは、保険者シェアが黙示的な管理手数料を表すという根拠によるものである）ことを前提に。IASBは、次の場合にのみ黙示的な資産管理手数料が存在すると考えるべきであるという前提で、当該質問を検討するようにスタッフに暫定的に指示した。
  - (1) 保険契約者に渡されるリターンが、企業が保有している基礎となる項目から生じる（企業が当該項目の保有を要求されているのかどうかや、企業に保険契約者への支払に対する裁量権があるのかどうかに関係なく）。
  - (2) 企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能のいずれか）がある。
  - (3) 保険契約者が、基礎となる項目に係るリターン全体に対して相当の取り分を受け取る。
2. 純損益に表示する金利費用を算定するために企業が簿価利回り（book yield）アプローチを適用すべきかどうかを、スタッフはIASBに質問する計画であることを前提に。IASBは、簿価利回りアプローチの検討は次の契約についてだけ行うようスタッフに暫定的に指示した。
  - (1) 保険契約者に渡されるリターンが、企業が保有している基礎となる項目から生じている（企業が当該項目の保有を要求されているのかどうかに関係なく）。
  - (2) 保険契約者が、基礎となる項目に係るリターン全体に対して相当の取り分を受け取る。
3. また、IASBは、簿価利回りアプローチの仕組みをさらに検討するようスタッフに指示した。当該アプローチの複雑性を理解するのに役立つためである。
4. IASBは、今後の会議で、有配当契約の会計処理を全体として意思決定を行う予定であることに留意した。当該決定には、基礎となる項目に対する保険者の取り分について契約上のサービス・マージンを企業が調整すべきかどうかの質問及び純損益に表示する金利費用を算定するためのアプローチに関する質問が含まれることになる。

以上

## IASB 会議の暫定決定と ASBJ のコメント・レターとの関係

論点	IASB 会議の暫定決定	ASBJ のコメント・レター
保険契約 収益の表 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業は、保険契約収益及び費用を包括利益計算書に表示すべきである</li> <li>• 企業は以下を開示すべきである。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険契約資産又は負債の内訳項目を区分して期首残高と期末残高を調整する調整表</li> <li>(2) 当期に受け取った保険料から当期の保険契約収益への調整表</li> <li>(3) 当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いたインプット</li> <li>(4) 当期に当初認識した保険契約が、財政状態計算書に認識される金額に与える影響</li> </ol> </li> <li>• 企業が保険料に関する情報を包括利益計算書に表示することを、その情報が収益について一般的に理解されている考え方と整合しない場合には、禁止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 我々は、保険契約収益及び費用の総額を表示する提案を支持する。また、収益認識基準の考え方にに基づき、保険契約収益を表示する考え方を支持する。</li> <li>• しかし、改訂 ED の収益の表示方法は保険契約に基づく履行義務の充足パターンを適切に表示しているとは必ずしもいえない。</li> <li>• 代替的な考え方の 1 つとして、保険契約に係る履行義務の提供を、カバー期間中の保険事故に対して保険金の支払いを行う待機義務の提供であると捉えた上で、待機義務の提供に基づき保険契約収益を表示する方法が考えられる。</li> </ul>
CSM の純 損益への 認識方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改訂 ED における原則（企業は、残存する CSM をカバー期間にわたり、保険契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、純損益に認識すべきである）を確認する。</li> <li>• 有配当契約以外の保険契約について、CSM が表すサービスは以下のような保険カバーである旨を明確化する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 時の経過を基礎として提供され、かつ</li> <li>(2) 有効な契約の予想件数を反映する。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本改訂 ED に記載されている一般的な原則のみでは、企業の裁量の余地が極めて大きく、財務諸表利用者が企業間の財務業績の比較を適切に行うことが困難になると考えられる。</li> <li>• このため、我々は、保険契約の多様性を認識しつつも企業間の比較可能性を確保する観点から、企業が CSM の認識パターンを決定するにあたって考慮すべき主要な要素（ドライバー）を示すことを提案する。主要な要素には、例えば、次のようなものが該当すると考えられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 時の経過</li> </ul> </li> </ul>

論点	IASB 会議の暫定決定	ASBJ のコメント・レター
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保有契約件数</li> <li>✓ 保険契約で約定された保険金額（契約期間中に保険金額が逡増又は逡減する場合）</li> <li>✓ 保有保険金額</li> </ul>
元受保険契約が不利な契約であった場合における再保険契約の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事後測定時において、基礎となる元受保険契約の履行キャッシュ・フローの見積りの変更が直ちに純損益へ認識された結果、企業が保有する再保険契約の履行キャッシュ・フローの見積りの変更が生じた場合は、当該見積りの変更を純損益へ認識すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改訂 ED の要求事項に従うと、会計上のミスマッチが生じることになる。実務上、元受保険契約に連動して出再された再保険契約の締結は元受保険契約の締結と同時に行われることが通常であることを踏まえると、両者の会計処理が異なるために会計上のミスマッチが発生することは、保険者の財務業績の適正表示の観点から適切ではないと考えられる。</li> <li>• このため、当該会計上のミスマッチを解消する観点から、再保険契約で生じる初期利益は直ちに純損益に認識すべきであると考ええる。</li> </ul>

以 上